平成２８年（フ）第１８号
秋田市茨島４丁目４番４号
債務者　海本生和子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
山梨県都留市四日市場1017番地２
債務者　宮下　　臣
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第４７７１号
大阪府東大阪市森河内西２丁目５番21号
債務者　森本　弘一
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１２１号
大阪府高槻市深沢町１丁目16番２号
債務者　秋山久美子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１８号
大阪府東大阪市新町22番13号　グランディール１号棟203号
債務者　松井　澄子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２８７号
大阪市西区京町堀３丁目４番20―202号
債務者　三橋　はな
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５９号
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―314号
債務者　山下　　光
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９２号
大阪市東住吉区針中野２丁目１番１号　フジパレス駒川中野103号
債務者　森永　敏秀
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４０５号
大阪府東大阪市荒川３丁目24番４号、前住所大阪府東大阪市高井田元町１丁目12番26号アベニューかずや201号
債務者　出口　勝久
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８号
大阪府寝屋川市北大利町18番18号（101号）、前住所大阪府寝屋川市木屋元町５番２―603号
債務者　杉本　由衣（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５号
大阪市東住吉区山坂５丁目13番19号　グリーンパーク山坂501号
債務者　弘岡　浩樹
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９号
大阪府茨木市春日４丁目９番30号ラフィーヌ春日205号
債務者　林　　要子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１８号
大阪市此花区伝法６丁目３番４―403号
債務者　安部　文治
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７４号
大阪府門真市本町10番11号　ニューパールハイツ205号
債務者　廣本　裕行
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０５号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番12―305号
債務者　麻生かおり（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３２号
大阪府守口市大日町４丁目21番16―203号
債務者　冨山　京子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４６号
大阪府大東市三箇１丁目３番４号　アメニティー大東四番館２Ｅ
債務者　山本　暁生
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部